

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労使トラブル法律相談Q&amp;A | 倒産と賃金

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&amp;A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

## 倒産と賃金

### 18 倒産と賃金

**Q** 私の勤務している会社が倒産しそうなのですが、倒産した場合にまだ支払われていない賃金は保護されるのでしょうか。

POINT

- 会社が倒産した場合には、賃金・退職金は優先的に弁済を受けることができます。
- 会社が倒産して使用者が支払能力を失った場合には、「賃金の支払の確保等に関する法律」に基づき、国に立替払を求めることができます。



**A** 1. 倒産手続における賃金の保護  
会社が破産した場合、新破産法（平成17年1月施行）は、①破産手続開始前3か月間の給料と、②破産手続終了前に退職した場合の退職手当の請求権の退職前3か月間の給料総額相当額（破産手続開始前3か月間の給料総額が多い場合には、その額）について、財団債権として扱うものとしており（破産法149条）、破産管財人に対し請求して破産財団から随時弁済を受けることができます。破産手続開始前の原因に基づく労働債権で上記の財団債権にならないものは、優先的破産債権として取り扱われ（民法308条、破産法98条1項）、債権届出が必要です。ただし、これら届出破産債権の弁済を受けなけれ

ば生活の維持に困難を生じるおそれがあるときは、全部または一部の配当手続によらない弁済を裁判所によって許可されることができ（破産法101条）。

また、民事再生手続においては、手続開始前に生じた賃金・退職金のうち一般優先取特権を与えられている部分（破産の場合と同じ）は、一般優先債権として再生手続によらず随時支払われます（民事再生法122条1項2項）。

#### 2. 未払賃金の立替払制度

会社が倒産し、使用者が支払能力を失った場合、国が、未払賃金の立替払をする制度があります。

これは「賃金の支払の確保等に関する法律」によるもので、立替払を適用される事業主は、①労働者災害補償保険の適用事業の事業主で②1年以上にわたって事業を行ってきた者であり、③（イ）破産手続開始の決定を受け、または特別清算の開始命令を受けたこと、（ロ）会社更生手続開始の決定、民事再生手続開始の決定または整理開始の命令を受けたこと、（ハ）中小企業では事業再開の見込みがなくかつ賃金支払能力がないことが労働基準監督署によって認定されたことこの3つのうちいずれかに当てはまる場合であることが求められます。

労働者が立替払を受けることができるのは、以上の（イ）もしくは（ロ）の申立てがあった日、または退職労働者によって（ハ）の認定申請がされた日の6か月前の日を基準に、それ以降2年間に上記の事業を退職した場合は、

立替払の対象となる賃金は、退職日の6か月前の日以降立替払の請求日の前日までの期間において支払期日が到来している給与および退職金で、その総額が2万円以上であるものとなります（なお、実際の立替払額には制限があります）。

36

37

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

### お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.